

no.	質問	ページ
＜ 1. 事業所指定 ＞		
1-01	すでに第一号訪問事業の指定を受けているが、訪問型サービスAを実施するためには、新たな指定申請が必要なのか。	1
1-02	現時点では、訪問型サービスAを実施するかどうかは決まっていないが、とりあえず指定申請しておくことは可能か。	1
1-03	訪問型サービスAをとりあえず指定申請し指定を受けたが、その後実施しないこととした場合、指定はそのまま6年間維持されるのか。	1
1-04	事業所に他市町村の利用者がいる場合、そのかたに訪問型サービスAを提供するためにはその市町村の指定を受けなければならないのか。	1
1-05	訪問型サービスAの事業所番号は、新たな番号が割り振られるのか。	1
1-06	訪問型サービスAの指定期間は6年間ということだが、すでに指定をうけている従前相当サービスの指定更新時期に合わせて更新申請できるのか。	1
1-07	現時点では、訪問型サービスAを実施する考えはないが、平成30年9月10日までに指定申請しないと今後指定を受けられなくなるのか。	1
1-08	訪問型サービスAの運営基準について、今後緩和することを予定しているか。	1
1-09	訪問型サービスAの指定事業所の情報を提供してもらえるか。	2
1-10	訪問型サービスAの指定を受ける場合、定款の変更は必要か。	2
1-11	運営規程や重要事項説明書、契約書に訪問型サービスAの記載が必要か。	2
1-12	サービス提供責任者は「利用者40人に1人以上」という配置基準があるが、訪問型サービスAを行う場合は、どのような扱いになるか。	2
1-13	重要事項説明書や契約書への料金の記載例では、従前相当サービスと訪問型サービスAに分けて記載されているが、訪問型サービスAの指定を受けると、回数払いとなるのか。	2
＜ 2. 定款 ＞		
2-01	指定申請を行う際、定款の変更が間にあわない場合、定款の変更案を提出し、理事会で承認された後に変更した定款の写しを提出してもよいか。	2
2-02	2017.9.6開催の意見交換会の配付資料No. 21の人員基準において、従前相当サービス※では従事者の基準が介護福祉士等の有資格者・常勤換算で2.5人以上という条件があったが、基準を緩和したサービスでは従事者は必要数となっている。 これは、訪問介護事業所の開設条件が緩和されたものと解釈してよいのか。 また、この改正法案の施行時期はいつか。 ※旧介護予防訪問介護と同様の基準で提供されるサービス。配付資料では「現行の訪問介護相当のサービス」と表記	3
2-03	・社会福祉法人における定款等について 1 老人福祉法における老人居宅介護等事業の定義には第1号訪問事業が含まれるとされているが、訪問型サービスAはこれに含まれるか。 2 1において含まれない場合、定款は変更する必要があるのか。	3

no.	質問	ページ
2-04	1 指定訪問介護と訪問型サービスを同一の事業所で一体的に運営する場合、訪問型サービスAの業務に従事する時間は「常勤換算で2.5以上」に含めることはできないという理解でよいか。 2 上記事業所の場合、常勤・専従が求められる（給付や従前相当サービスにおける）サービス提供責任者は、訪問型サービスAの業務を兼務できないという理解でよいか	4
＜ 3. サービス提供関係 ＞		
3-01	訪問型サービスAで実施するのは、生活援助のみなのか。身体介護については今後も従前相当サービスで実施していくのか。	4
3-02	訪問型サービスAで実施する生活援助の具体的な内容は、今までの従前相当サービスと同じ内容という理解でよいのか。	4
3-03	移行期間中（2019年9月30日まで）については、同一事業所内に、生活援助の従前相当サービス利用者と訪問型サービスA利用者が混在していても構わないか。	4
3-04	移行期間中であれば、同一利用者に対して、従前相当サービスと訪問型サービスAを併用して生活援助を提供できるのか。ヘルパーが提供した場合は従前相当サービスとして請求し、ヘルパー以外が提供した場合は訪問型サービスAとして請求できるのか。	4
3-05	以前から従前相当サービスを利用しているかたは、移行期間中は従前相当サービスを継続しても良いとのことだが、新規利用者については、必ず最初から訪問型サービスAを提供しないといけないのか。	5
3-06	移行期間中であれば、訪問型サービスAの利用者を途中で従前相当サービスに切り替えることは可能か。	5
3-07	身体介護と生活援助の両方を必要とする利用者の扱いはどうなるのか。原則としてどちらかに絞らなければならないのか。	5
3-08	一時的に身体介護の必要性が生じた利用者については、どのような対応になるのか。また、月途中でこのような必要性が生じた場合の報酬はどうなるのか。	5
3-09	訪問型サービスAを実施しない事業所の場合、移行期間中はこれまでと同様に従前相当サービスとして生活援助を提供することになるが、移行期間終了後の生活援助のみの利用者はどうなるのか。	5
3-10	利用者全員を移行期間中ぎりぎりまで従前相当サービスを継続し、移行期間終了と同時に一斉移行しても構わないか。	5
3-11	従前相当サービスから訪問型サービスAに切り替える利用者については、改めて契約書を取り交わすのか。	5
3-12	従前相当サービスと訪問型サービスAとでは、ケアマネジメントの変更点はあるのか。	5
3-13	訪問型サービスAについては、限度額管理を行う必要はあるのか。	5
3-14	従前相当サービスから訪問型サービスAに移行した場合に、訪問型サービスAに初回加算を算定できるのか。	6
3-15	従前相当サービスから訪問型サービスAに移行する際、再度ケアマネジメントを行う必要があるのか。	6
3-16	身体介護と生活援助が混在しているサービス内容の場合、コードはどのように使い分けるのか。	6
3-17	身体介護と生活援助が混在しているが、請求月によって身体介護がない月は、A3コードで請求するのか。	6
3-18	A2コードは移行期間終了後の2019年10月以降も残るのか。	6
3-19	訪問型サービスAは生活援助のみ、従前相当サービスは身体介護を行うことになるのか。	6
3-20	A3コードに処遇改善加算はないのか。	6

no.	質問	ページ
-----	----	-----

< 4. 研修 >

4-01	研修受講者は、秋田市内在住者に限られるのか。また、年齢、学歴、資格、職業などの条件はあるのか。	6
4-02	市主催の研修修了者の氏名、連絡先を事業所に情報提供してもらえるのか。	6
4-03	自己学習目的など、現時点で勤務する予定のない人の研修受講は可能か。	7
4-04	無資格者の従業者を採用した場合、事業所が運営上の要件とされる秘密保持、従業者の清潔保持、健康状態の管理等について、基礎研修として自治体で実施することはできないか。	7
4-05	研修修了者が従事できるのは秋田市内の事業所が行う訪問型サービスAのみということだが、事業所に他市町村の利用者がいる場合、そのかたに訪問型サービスAを提供できるのか。	7
4-06	訪問型サービスAを実施したいが、自前で研修を実施する余裕は無いため、他の事業所が行う研修の修了者を雇用することは可能か。	7
4-07	市が主催する研修について、平成31年度以降の予定はどうなっているのか。	7
4-08	事業所で研修を実施する場合、利益が生じない程度であれば、講師役となる職員の人件費など相応の経費を受講料として徴収することはできるのか。	7
4-09	事業所で実施する研修の受講者は、雇用している者や雇用予定者などに限られるのか。研修の様子を見てから雇用を判断しても問題ないのか。	7
4-10	事業所で実施する研修中に、サービス提供者として不適格と判断した場合には、研修を途中で中止しても構わないか。	8
4-11	研修修了者について、訪問型サービスAに従事できる有効期限や従事資格の更新期間はあるのか。	8
4-12	研修のカリキュラムについて、時間数や内容を変更するなどの予定はあるか。	8
4-13	事業所で研修会を実施する場合、受講者の習熟度に応じて時間数を変更して行うことは可能か。	8
4-14	事業所で研修を実施する場合、研修担当者（講師役）は複数名で対応して構わないか。	8
4-15	事業所で研修を実施する場合、研修担当者（講師役）は介護福祉士などの有資格者でなければならないのか。	8

< 5. ケアマネジメント >

5-01	ケアプランに身体介護についての記載がある場合でも、ケアプランの変更が記載が必要か。また、サービス担当者会議を開かなくてよいか。	8
5-02	今までの生活援助サービスを受けていた者が新たに身体介護が必要になれば、ケアプランの変更が必要となるのか。	8

No.	質問	回答	回答日
< 1. 事業所指定 >			
1-01	すでに第一号訪問事業の指定を受けているが、訪問型サービスAを実施するためには、新たな指定申請が必要なのか。	訪問型サービスAを実施する場合は、指定の手続きが必要です。第一号訪問事業の指定事業所については、平成30年9月10日までに手続きすれば提出書類を簡略化できますので、早めの申請をお願いします。	平成30年7月25日
1-02	現時点では、訪問型サービスAを実施するかどうかは決まっていないが、とりあえず指定申請しておくことは可能か。	訪問型サービスAの実施を検討中であっても指定申請を受け付けます。なお、従前相当サービスの指定を受けている事業所が併せて訪問型サービスAの指定を受けた場合、2019年9月末までの移行期間中は生活支援のみの提供であっても従前相当サービスとしてサービスを提供することができます(ただし、一定の研修者がサービスを提供する場合を除く)。	平成30年7月25日
1-03	訪問型サービスAをとりあえず指定申請し指定を受けたが、その後実施しないこととした場合、指定はそのまま6年間維持されるのか。	訪問型サービスAの指定を受けた後、訪問型サービスAを実施しないこととした事業所については、廃止届の提出をお願いいたします。	平成30年7月25日
1-04	事業所に他市町村の利用者がいる場合、そのかたに訪問型サービスAを提供するためにはその市町村の指定を受けなければならないのか。	市町村ごとに訪問型サービスAの指定を受ける必要があります。なお、訪問型サービスAは全ての市町村で実施するものではなく、各市町村の独自事業であり、制度設計も異なる点がありますので、指定申請の際には利用者の市町村に確認してください。	平成30年7月25日
1-05	訪問型サービスAの事業所番号は、新たな番号が割り振られるのか。	訪問型サービスAの事業所が従前相当サービスの指定事業所である場合は、同じ事業所番号となります。	平成30年7月25日
1-06	訪問型サービスAの指定期間は6年間ということだが、すでに指定をうけている従前相当サービスの指定更新時期に合わせて更新申請できるのか。	訪問介護の従前相当サービスの指定を受けている事業所については、両サービスを一体的に実施する場合であれば指定更新時期を短縮して手続きすることができるよう、規定を整備する予定です。	平成30年7月25日
1-07	現時点では、訪問型サービスAを実施する考えはないが、平成30年9月10日までに指定申請しないと今後指定を受けられなくなるのか。	訪問型サービスAの指定申請について、平成30年9月11日以降は提出書類の簡素化はできませんが、指定申請はいつでも受け付けます。今後の指定を制限するものではありません。	平成30年7月25日
1-08	訪問型サービスAの運営基準について、今後緩和することを予定しているか。	現時点で緩和の予定はありませんが、今後、事業の実施状況などを分析し、基準の緩和を行うことはあり得ます。	平成30年7月25日
1-09	訪問型サービスAの指定事業所の情報を提供してもらえるか。	今後、秋田市のホームページ上で、訪問型サービスAの指定を受けた事業所情報を公開する予定です。	平成30年7月25日

No.	質問	回答	回答日
1-10	訪問型サービスAの指定を受ける場合、定款の変更は必要か。	「介護保険法に基づく第一号事業」や「第一号訪問事業」となっている場合、これらには訪問型サービスAが含まれますので定款変更は不要です。また、老人福祉法の「老人居宅介護等事業」に訪問型サービスAは含まれませんが、従前相当サービスと一体的に運営する事業所の場合は、定款変更は不要です。 ※社会福祉法人の定款については、2-03も参考にしてください。	平成30年7月25日
1-11	運営規程や重要事項説明書、契約書に訪問型サービスAの記載が必要か。	重要事項説明書や契約書には、サービスごとに利用料などの記載があるため、訪問型サービスAについての追記が必要です。運営規程については、「第一号訪問事業」とあれば問題ありません。	平成30年7月25日
1-12	サービス提供責任者は「利用者40人に1人以上」という配置基準があるが、訪問型サービスAを行う場合は、どのような扱いになるか。	秋田市では、訪問型サービスAのサービス提供責任者に関する配置基準を、「1人以上」とします。しかし、訪問介護・従前相当サービス・訪問型サービスAが同事業所で一体的に行われ、当該3種類のサービスを1人のサービス提供責任者が兼務する場合は、訪問介護・従前相当サービスにおける「利用者40人に1人以上」のサービス提供責任者に関する配置基準を適用します。このときの「40人」には、訪問介護・従前相当サービス・訪問型サービスAの全ての利用者を数に入れるものとします。	平成30年7月25日
1-13	重要事項説明書や契約書への料金の記載例では、従前相当サービスと訪問型サービスAに分けて記載されているが、訪問型サービスAの指定を受けると、回数払いとなるのか。	従前相当サービスを行うのであれば、月額包括払いの記載は残ります。また、訪問型サービスAは回数払いのみとなります。	平成30年7月25日

< 2. 定款 >

2-01	指定申請を行う際、定款の変更が間にあわない場合、定款の変更案を提出し、理事会で承認された後に変更した定款の写しを提出してもよいのか。	平成30年9月10日までに訪問型サービスAの指定申請を行う際に、定款の写しを提出できない場合は、提出できない理由を任意様式に記入し提出してください。この場合、定款の変更手続き終了後に変更した定款を提出してください。	平成30年7月25日
2-02	サービス従事者の配置基準について、訪問型サービスAで「必要数」となっているのは、訪問介護事業所の開設条件が緩和されたものと解釈してよいのか。	サービス従事者の配置基準については、介護給付（訪問介護）および従前相当サービスと、訪問型サービスAでは異なっており、訪問型サービスA以外の訪問介護事業所の開設基準を緩和するものではありません。	平成30年7月25日

No.	質問	回答	回答日
2-03	老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業に訪問型サービスAは含まれるのか。 また、訪問型サービスAの実施にあたり、定款の変更は必要か。	老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業について、厚生労働省令（老人福祉法施行規則）により、「市町村が旧介護予防訪問介護に係る基準と同じ基準で指定事業者により実施するサービス」（＝従前相当サービス）とされており、同法の定義上、訪問型サービスAは含まれません。 なお、定款への記載については、所轄官庁へ相談いただくこととなりますが、従前相当サービスと訪問型サービスAを一体的に実施する場合、必ずしも定款の変更を要しないとの厚生省通知（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知））があることから、本市においてはこの場合の定款変更は不要です。	平成30年7月25日
2-04	指定訪問介護および従前相当サービスと訪問型サービスAを同一の事業所で一体的に運営する場合、訪問型サービスAの業務に従事する時間は「常勤換算で2.5以上」に含めることはできないのか。 また、この場合、指定訪問介護および従前相当サービスと訪問型サービスAのサービス提供責任者の業務を兼務はできないのか。	指定訪問介護および従前相当サービスに従事可能な訪問介護員等の有資格者が、指定訪問介護および従前相当サービスと一体的に運営される訪問型サービスAの業務に従事する時間は、「常勤換算で2.5以上」に含めることができますが、有資格者以外の者が従事する時間は、指定訪問介護および従前相当サービスの常勤換算に算入することはできません。  また、本市では、訪問型サービスAの管理者、サービス提供責任者、従事者について、指定訪問介護および従前相当サービスに係る同役職を兼務することができます。	平成30年7月25日

< 3. サービス提供関係 >

3-01	訪問型サービスAで実施するのは、生活援助のみなのか。身体介護については今後も従前相当サービスで実施していくのか。	訪問型サービスAに移行するのは生活援助のみの利用者です。身体介護が必要なたについては引き続き従前相当サービスとなります。	平成30年7月25日
3-02	訪問型サービスAで実施する生活援助の具体的な内容は、今までの従前相当サービスと同じ内容という理解でよいのか。	訪問型サービスAは、厚生労働省通知「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）に定められた生活援助サービスであり、今までの従前相当サービスとして行ってきた生活援助と同じ内容となります。	平成30年7月25日
3-03	移行期間中（2019年9月30日まで）については、同一事業所内に、生活援助の従前相当サービス利用者と訪問型サービスA利用者が混在していても構わないか。	移行期間において両サービスの利用者が同一事業所にいることは問題ありませんが、2019年10月以降、生活援助は訪問型サービスAに一本化されますので、移行期間内に順次移行するようお願いします。	平成30年7月25日

No.	質問	回答	回答日
3-04	移行期間中であれば、同一利用者に対して、従前相当サービスと訪問型サービスAを併用して生活援助を提供できるのか。ヘルパーが提供した場合は従前相当サービスとして請求し、ヘルパー以外が提供した場合は訪問型サービスAとして請求できるのか。	秋田市では、生活援助であっても身体介護であっても、従前相当サービスと訪問型サービスAを、同一利用者が併用することは認めておりません。	平成30年7月25日
3-05	以前から従前相当サービスを利用しているかたは、移行期間中は従前相当サービスを継続しても良いとのことだが、新規利用者については、必ず最初から訪問型サービスAを提供しないとイケないのか。	新規利用者に訪問型サービスAの提供を義務付けるものではありませんが、いずれは訪問型サービスAに移行しなければならず、移行時の事務負担も生じることから、新規の生活援助のみの利用者は最初から訪問型サービスAの提供が望ましいと考えます。	平成30年7月25日
3-06	移行期間中であれば、訪問型サービスAの利用者を途中で従前相当サービスに切り替えることは可能か。	訪問型サービスAへの移行の流れにそぐわないことから、訪問型サービスAの利用者については、身体介護への切り替えの必要性がある場合を除き従前相当サービスへ切り替えることは認めておりません。	平成30年7月25日
3-07	身体介護と生活援助の両方を必要とする利用者の扱いはどうなるのか。原則としてどちらかに絞らなければならないのか。	身体介護と生活援助との両方が必要な利用者は、訪問型サービスAに移行せず、現行の従前相当サービスを提供することになります。	平成30年7月25日
3-08	一時的に身体介護の必要性が生じた利用者については、どのような対応になるのか。また、月途中でこのような必要性が生じた場合の報酬はどうなるのか。	利用者の状態変化に伴い身体介護の提供が必要なかたについては、ケアプランを変更し、従前相当サービスに切り替えてください。月途中の場合は、訪問型サービスAは回数に応じて請求し、従前相当サービスは従来どおり日割りで請求してください。	平成30年7月25日
3-09	訪問型サービスAを実施しない事業所の場合、移行期間中はこれまでと同様に従前相当サービスとして生活援助を提供することになるが、移行期間終了後の生活援助のみの利用者はどうなるのか。	移行期間が終了する2019年10月以降は、生活援助の提供は訪問型サービスAのみとなり、指定を受けていない事業所ではサービス提供ができなくなります。移行期間内に訪問型サービスAの実施事業所に引き継ぎを行うなど、適切な取り扱いをお願いします。	平成30年7月25日
3-10	利用者全員を移行期間中ぎりぎりまで従前相当サービスを継続し、移行期間終了と同時に一斉移行しても構わないか。	移行期間の最終月に一斉に移行するとした場合、事務量が過大に集中し対応しきれなくなることも想定されます。移行の準備が整い次第、順次移行するなど計画性をもって対応してください。	平成30年7月25日
3-11	従前相当サービスから訪問型サービスAに切り替える利用者については、改めて契約書を取り交わすのか。	従前相当サービスから訪問型サービスAへサービス内容が切り替わると、利用料も変更となることから、切り替えの際には、変更契約等を取り交わす必要があります。	平成30年7月25日

No.	質問	回答	回答日
3-12	従前相当サービスと訪問型サービスAとでは、ケアマネジメントの変更点はあるのか。	従前相当サービスと訪問型サービスAのいずれも介護予防ケアマネジメントとなり、ケアマネジメント上の変更点はありません。	平成30年7月25日
3-13	訪問型サービスAについては、限度額管理を行う必要はあるのか。	指定事業所が行うサービスであること、報酬支払について国保連を活用するものであることから、従前相当サービスと同様に限度額管理の対象となります。	平成30年7月25日
3-14	従前相当サービスから訪問型サービスAに移行した場合に、訪問型サービスAに初回加算を算定できるのか。	従前相当サービスから訪問型サービスAに移行した場合は、初回加算の対象外となります。また、ケアマネジメントについても同様です。	平成30年7月25日
3-15	従前相当サービスから訪問型サービスAに移行する際、再度ケアマネジメントを行う必要があるのか。	従前相当サービスから訪問型サービスAに移行した際は、予防給付から総合事業に移行した時と同様、再度ケアマネジメントを行う必要はありません。	平成30年7月25日
3-16	身体介護と生活援助が混在しているサービス内容の場合、コードはどのように使い分けるのか。	身体介護と生活援助の両方を必要とする場合は、A2コードでの請求となります。	平成30年7月25日
3-17	身体介護と生活援助が混在しているが、請求月によって身体介護がない月は、A3コードで請求するのか。	身体介護と生活援助との両方が必要な利用者は、訪問型サービスAに移行せず、現行の従前相当サービスの身体介護を提供することになります。よって、A2コードでの請求となります。(2-04および2-07参照)	平成30年7月25日
3-18	A2コードは移行期間終了後の2019年10月以降も残るのか。	移行期間終了後も現行の従前相当サービス(身体介護)が存続するため、A2コードは残ります。	平成30年7月25日
3-19	訪問型サービスAは生活援助のみ、従前相当サービスは身体介護を行うことになるのか。	お見込みのとおり。なお、身体介護には老計第10号に定める見守り援助も含まれますので、ご注意ください。	平成30年7月25日
3-20	A3コードに処遇改善加算はないのか。	A3コードには初回加算のみ設定しており、処遇改善加算は設定されていません。	平成30年7月25日

< 4. 研修 >

4-01	研修受講者は、秋田市内在住者に限られるのか。また、年齢、学歴、資格、職業などの条件はあるのか。	<p>研修受講対象者は、サービス提供が可能な学生を除く満18歳以上の市民とし、学歴、資格、職業などの要件は問いません。ただし、要介護・要支援認定者および事業対象者は対象外となり、また、従前相当サービス(または指定訪問介護事業所)の訪問介護員等の有資格者は、既に必要な知識等を有していることから、受講の対象外とします。</p> <p>なお、秋田市内の事業所に勤務するかた(予定を含む。)については、市外在住者でも研修の受講可能とします。</p>	平成30年7月25日
------	---	---	------------

No.	質問	回答	回答日
4-02	市主催の研修修了者の氏名、連絡先を事業所に情報提供してもらえるのか。	市主催の研修修了者の名簿等について、市から直接事業者に対し情報提供はいたしません。ただし、研修修了者への指定事業所一覧の配付や、研修最終日に雇用を希望する事業所とのマッチングの機会の提供について検討しています。	平成30年7月25日
4-03	自己学習目的など、現時点で勤務する予定のない人の研修受講は可能か。	本研修は、あくまで訪問型サービスAの事業所での勤務を希望するかたへの就労機会を確保するものであり、勤務する予定のないかたの受講は想定していません。ただし、研修実施事業者が実施する研修については、「将来的な就労希望者を確保したい」等の意向がある場合は、受講時において雇用予定のないかたの受講も可とします。なお、自己学習を目的とするかた向けの研修の実施については、今後の検討課題とします。	平成30年7月25日
4-04	無資格者の従業者を採用した場合、事業所が運営上の要件とされる秘密保持、従業者の清潔保持、健康状態の管理等について、基礎研修として自治体で実施することはできないか。	訪問型サービスAのサービス提供者の秘密保持や清潔保持などの事業所の運営基準の内容について、市が定める研修で実施する予定はありません。	平成30年7月25日
4-05	研修修了者が従事できるのは秋田市内の事業所が行う訪問型サービスAのみということだが、事業所に他市町村の利用者がいる場合、そのかたに訪問型サービスAを提供できるのか。	訪問型サービスAは全ての市町村で実施するものではなく、市町村ごとに制度設計も異なります。秋田市の研修修了者が他市町村の利用者にサービスを提供することが可能かどうかは、当該市町村の判断によりますので、当該市町村に確認をお願いします。	平成30年7月25日
4-06	訪問型サービスAを実施したいが、自前で研修を実施する余裕は無いため、他の事業所が行う研修の修了者を雇用することは可能か。	市主催又は市が研修事業者と認めた事業者（研修実施事業者）の研修修了者であれば、訪問型サービスAのサービス提供者としての従事は可能です。	平成30年7月25日
4-07	市が主催する研修について、平成31年度以降の予定はどうなっているのか。	現時点で確約できるものではありませんが、例えば4半期ごとに一回行うなど、定期的な研修の実施を考えています。	平成30年7月25日
4-08	事業所で研修を実施する場合、利益が生じない程度であれば、講師役となる職員の人件費など相応の経費を受講料として徴収することはできるのか。	本研修は、事業所での勤務を希望するかたが原則受講すること、受講料が高額な場合は受講者が集まりにくいことが考えられることから、教材代以外の費用を受講者が負担することは想定しておりません。ただし、研修の質や内容の充実を図るために外部講師に依頼する場合など、教材費以外の経費が必要と判断される場合は、研修開催自体で利益が生じない程度であれば受講料として徴収することを妨げるものではありません。	平成30年7月25日
4-09	事業所で実施する研修の受講者は、雇用している者や雇用予定者などに限られるのか。研修の様子を見てから雇用を判断しても問題ないのか。	事業所が実施する研修は、雇用者や雇用予定者に限定しませんが、事業所の負担もあることから、各事業所が個別に判断して結構です。また、雇用の判断についても個別に判断して結構ですが、事前説明を行うなどトラブルを招かないように留意してください。	平成30年7月25日

No.	質問	回答	回答日
4-10	事業所で実施する研修中に、サービス提供者として不適格と判断した場合には、研修を途中で中止しても構わないか。	サービス提供者としての適格・不適格の判断は事業所にお任せしますが、事前説明を行うなどトラブルを招かないようにしてください。なお、受講者からの申し出による場合は中止して構いません。	平成30年7月25日
4-11	研修修了者について、訪問型サービスAに従事できる有効期限や従事資格の更新期間はあるのか。	研修修了者としての有効期限や更新制は設けません。ただし、もう一度学び直したいというかたについては、希望に応じ再度の研修受講が可能です。	平成30年7月25日
4-12	研修のカリキュラムについて、時間数や内容を変更するなどの予定はあるか。	現時点では時間数も含め研修カリキュラム変更の予定はありませんが、今後事業の実施状況などを分析し、国が定める介護に関する入門的研修（21時間）などに切り替える可能性はあり得ます。	平成30年7月25日
4-13	事業所で研修会を実施する場合、受講者の習熟度に応じて時間数を変更して行うことは可能か。	研修カリキュラムの総時間数については、定められている時間数で実施してください。なお、研修カリキュラムごとの時間配分については、受講者の習熟度に応じて事業所が判断して結構です。	平成30年7月25日
4-14	事業所で研修を実施する場合、研修担当者（講師役）は複数名で対応して構わないか。	複数名の講師で研修を実施していただいても結構です。ただし、講師間で研修の進捗状況や受講者の習熟度などを共有し、適切な研修内容となるよう十分配慮してください。	平成30年7月25日
4-15	事業所で研修を実施する場合、研修担当者（講師役）は介護福祉士などの有資格者でなければならないのか。	研修の講師役としては、訪問介護員（介護福祉士等）や介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師等の有資格者が望ましいと考えます。ただし、介護・福祉に関する知識を有し、確実に研修の遂行が可能であれば、前述の資格要件を問いません。	平成30年7月25日

< 5. ケアマネジメント >

5-01	ケアプランに身体介護についての記載がある場合でも、ケアプランの変更が記載が必要か。また、サービス担当者会議を開かなくてよいか。	ケアプランに身体介護について明記されていればケアプランの変更は必要ありません。また、サービス内容に変更がなければ、サービス担当者会議は開かなくても構いません。	平成30年7月25日
5-02	今までの生活援助サービスを受けていた者が新たに身体介護が必要になれば、ケアプランの変更が必要となるのか。	平成30年10月以降はケアプランに身体介護が必要となった旨を明記した上で、ケアプランを変更する必要があります。	平成30年7月25日